

平成23年10月5日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の
肥育牛補填金単価について【平成23年8月】

当機構では、牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年第2四半期（7月～9月）の補填金について、月毎に支払う方式としています。

平成23年8月に販売された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第5の6の（10）のアの（ア）の肥育牛補填金の単価については、下記のとおりです。

また、補填金の支払については、9月末までの販売確認申出書の提出を受け、10月下旬に行うこととしています。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
83,800円	89,000円	57,500円

注：補填金交付額に見合う財源を確保できない場合、上記補填金単価を減額することがあります。

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）
第5の6の（10）のアの（イ）
県団体は、肥育安定基金の全額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：石原、伊藤
電話：03-3583-8562